

家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱

(制定) 令和 4 年 5 月 26 日付 4 環地地第 40 号
(改正) 令和 4 年 6 月 13 日付 4 環地地第 102 号
(改正) 令和 4 年 8 月 8 日付 4 環気家第 38 号
(改正) 令和 5 年 1 月 11 日付 4 環気家第 183 号
(改正) 令和 5 年 3 月 30 日付 4 環気家第 305 号
(改正) 令和 6 年 3 月 7 日付 5 環気家第 408 号
(改正) 令和 7 年 2 月 25 日付 6 環気家第 507 号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として行う「家庭における蓄電池導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

- 1 都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に蓄電池システム又はエネルギーマネジメント機器及び I o T 関連機器を設置する者に対し、当該システムの機器費及び工事費の一部を助成する。
- 2 都は、前項に掲げる機器の設置工事に係るリフォーム瑕疵保険等の加入に必要な経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使える交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 2 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- 3 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 4 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人をいう。

- 5 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 6 リフォーム瑕疵保険等 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号に基づき同法第 17 条第 1 項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険をいう。
- 7 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- （１） 2（１）又は（２）に規定する助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）の所有者又は管理組合
- （２） 助成対象機器をリース等により個人又は法人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

2 助成対象

助成対象は、助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

- （１） 蓄電池システム
 - 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
- （２） 蓄電池ユニット
 - 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に既に設置されている蓄電池システムに増設するものであること。
 - 三 蓄電池ユニットが導入される住宅に、第4 4（１）第三号に掲げる要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されていること。
 - 四 増設後の蓄電池システムの安全性に問題がないことが確認できること。
- （３） エネルギーマネジメント機器及び I o T 関連機器
 - 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に既に設置された蓄電池システムに新規で併設するものであること。
 - 三 別に定めるデマンドレスポンス実証（以下「DR実証」という。）に参加すること。
- （４） リフォーム瑕疵保険等
助成対象機器を設置する際に、新規で加入していること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする（消費税及び地方消費税は除く。）。

- （１） 2（１）で定める助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費

- (2) 2 (2) で定める助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費
- (3) 2 (3) で定める助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費
- (4) 2 (4) で定めるリフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象機器の設置に係る機器費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象機器に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 蓄電池システム

一 蓄電池システムが導入される住宅に、本項第三号に掲げる要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合 助成金の交付額は、蓄電池システムの蓄電容量に、1 kWh当たり120,000円を乗じた額とする。

二 蓄電池システムが導入される住宅に、本項第三号に定める要件を満たさない太陽光発電システムが既に設置されている場合若しくは蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合又は蓄電池システムのみを設置する場合（ただし、別表に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が当該住宅に供給されている場合に限る。） 助成金の交付額は、蓄電池システムの蓄電容量に、1 kWh当たり120,000円を乗じた額とする。

三 第一号及び第二号で要件として定める太陽光発電システムは、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

ウ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

四 都内の住宅に新規に設置し、かつ、D R実証に参加する場合は、一又は二に定める額に100,000円を加算した額とする。

(2) 蓄電池ユニット

- 一 助成金の交付額は、増設する蓄電池ユニットの蓄電容量に、1 kWh当たり80,000円を乗じた額とする。
- 二 蓄電池ユニットの増設に伴い、DR実証に参加する場合は、一に定める額に100,000円を加算した額とする。

(3) エネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内であって、1戸当たり100,000円を上限額とする。

(4) リフォーム瑕疵保険等

助成金の交付額は、1契約当たり7,000円とする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の事前申込の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。ただし、第4 4(1)四及び(3)による助成金の事前申込は、令和6年度及び令和7年度に行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和11年度まで行う。ただし、第4 4(1)四及び(3)による助成金の交付は、令和6年度から令和9年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年5月26日付4環地地第40号)

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日付4環地地第102号)

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 8 日付 4 環気家第38号）

この要綱は、令和 4 年 8 月 8 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 1 1 日付 4 環気家第183号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月31日から施行する。
- 2 令和 5 年 1 月30日までに交付要綱（令和 4 年 6 月21日付 4 都環公温地第695号による制定から令和 4 年 9 月 1 日付都環公温地第1309号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。）第 8 条の交付申請がされたものは、令和 5 年 1 月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月30日付 4 環気家第305号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 1 月30日までに交付要綱（令和 4 年 6 月21日付 4 都環公温地第695号による制定から令和 4 年 9 月 1 日付都環公温地第1309号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。）第 8 条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、令和 4 年 8 月 8 日付 4 環気家第38号により改正した家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱を適用する。
- 3 令和 5 年 1 月31日から同年 3 月31日までに交付要綱第 8 条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 7 日付 5 環気家第408号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月29日までの間に家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱（令和 4 年 6 月21日付 4 都環公地温第695号）第 8 条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第 3 7 及び第 6 の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。

附 則（令和 7 年 2 月25日付 6 環気家第507号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する
- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間に家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱（令和 4 年 6 月21日付 4 都環公地温第695号）第 8 条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

次に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。

1	令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業） 交付規程 別表３【再生可能エネルギー100％電力調達】①（２）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
2	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100％のもの
3	別途都が指定するもの